

社団法人佐倉青年会議所 会 員 規 程

第 1 章 目 的

第 1 条 (目 的)

この規程は、社団法人佐倉青年会議所(以下、「本会議所」という。)の会員について、その資格、入退会及び会費等の必要な事項について定めることを目的とする。

第 2 章 入 会

第 2 条 (正会員)

1. 定款第 7 条に定める正会員として入会を希望する者は、正会員 2 名の推薦を受け、別紙 1 に定める入会申込書を理事長に提出しなければならない。
2. 理事長は、入会申込者に面接し、その資格審査を会員に関する委員会に付託するものとする。
3. 会員に関する委員会は、推薦者及び入会資格の適否を判断した上、その結果を理事会に報告しなければならない。
4. 理事会は、会員に関する委員会の報告に基づき、入会の可否を決定する。
5. 理事長は、理事会の決定があった場合には、遅滞なく別紙 2 に定める入会可否決定通知書を入会希望者に送付しなければならない。
6. 入会を承認された者は、入会金及び会費納入の完了をもって会員の資格を取得する。

ただし、入会決定通知受領後 1 ヶ月以内に入会金及び会費の納入がなされないときは、決定を取り消す場合がある。

第 3 条 (正会員推薦者の要件)

前条第 1 項に規定する正会員言い入金希望者を推薦できる者の要件は次のとおりとする。

- (1) 本会議所に入会后、満 1 年以上(社団法人格取得前に正会員であった期間を通算する)を経過している者。
- (2) 被推薦者に対して、1 年間の義務履行の連帯保証のできる者。

第 4 条 (特別会員)

1. 定款第 8 条に定める特別会員として入会を希望する者は、別紙 3 に定める入会申込書を理事長に提出しなければならない。
2. 理事長は、入会申込者の資格審査を会員に関する委員会に付託するものとする。

3. 会員に関する委員会は、入会申込者の正会員時の状況等の審査を行い、入会資格の適否を判断した上、その結果を理事会に報告しなければならない。
4. 特別会員には、第2条第4項から第6項までの規定を準用する。
5. 特別会員は、特別会員の納入をもって終身会員の資格を取得する。ただし、第12条に定める資格喪失事由に該当した場合を除く。

第5条（賛助会員）

1. 定款第9条に定める賛助会員として入会しようとするものは、別紙4に定める入会申込書を理事長に提出しなければならない。
2. 理事長は、入会を申し込んだものについて、その資格審査を会員に関する委員会に付託するものとする。
3. 会員に関する委員会は、入会を申し込んだものについては、本会議所に対する理解、発展助成の趣旨等の審査を行い、入会資格の適否を判断した上、その結果を理事会に報告しなければならない。
4. 賛助会員は、第2条第4項から第6項までの規定を準用する。
5. 賛助会員は、会費の納入をもって会員の資格を取得する。ただし、会員としての資格は、その年度に限るものとし、年度途中であっても第13条の資格喪失事由に該当する場合は、会員資格を失う。

第6条（名誉会員）

1. 名誉会員は、正会員以外のもので、本会議所の設立発展に特に功労のあったものに対し、理事会の決議を経て、理事長が推戴する。
2. 名誉会員は、推戴の承諾をもって終身会員の身分を取得する。ただし、第14条に定める資格喪失に該当する場合を除く。

第3章 会員の権利及び義務

第7条（権利）

1. 正会員は、定款第12条に定める権利を有する。
2. 特別会員、賛助会員及び名誉会員は、原則として本会議所のすべての事業等に参加することができ。ただし、一切の表決権、選挙権及び被選挙権を有しない。

第 8 条 (義 務)

会費は入会承認月より 12 月までの月割り計算とする。

第 4 章 休 会

第 9 条 (休 会)

1. 正会員は、疾病その他の理由により長期に亘って本会議所の事業に参加できない場合には、別紙 5 に定める休会届を理事長に提出することができる。
2. 理事長は、休会届が提出された場合には、その内容の審査を会員に関する委員会に付託するものとする。
3. 会員に関する委員会は、届の内容及び諸般の状況によりその適否を判断した上、その結果を理事会に報告しなければならない。
4. 理事会は、会員に関する委員会の報告に基づき、休会の可否を決定する。
5. 理事長は、理事会の決定があった場合には、遅滞なく別紙 6 に定める休会可否決定通知書を休会希望者に送付しなければならない。
6. 休会中の会費は、これを納入しなければならない。

第 5 章 会員の資格喪失、退会及び除名

第 10 条 (資格喪失の意義)

1. 会費が、第 11 条から第 14 条までに定める資格喪失事由に該当する場合には、当然に会員として身分を失う。
2. 会員の資格喪失は、会費の納入義務違反による場合を除き、その日から会員の身分を失う。
3. 会費の納入義務違反による会員の資格喪失は、納入すべき会員の属する年度当初に遡及するものとする。また、資格喪失確定日以前になした法律行為、議決権行使その他会員としての行為については、総会の議決を経て取り消すことができる。

第 11 条 (正会員の資格喪失)

正会員は、次の各号の一に該当する日をもって、その資格を喪失する。

- (1)退会届が受理された日

- (2) 死亡した日
- (3) 破産又は禁治産若しくは準禁治産の宣告を受けた日
- (4) 失踪の宣告を受けた日
- (5) 除名が確定した日

第 12 条 (特別会員の資格喪失)

特別会員の資格喪失については、前条各号の規定を準用する。

第 13 条 (賛助会員の資格喪失)

- 1. 自然人である賛助会員の資格喪失については、第 11 条各号の規定を準用する。
- 2. 自然人以外の賛助会員は、次の各号の一に該当する日をもって、その資格を喪失する。

- (1) 退会が確定した日
- (2) 法人又は団体が解散した日
- (3) 法人又は団体が破産宣言を受けた日
- (4) 除名が確定した日

第 14 条 (名誉会員の資格喪失)

- 1. 自然人である名誉会員の資格喪失については、第 11 条各号の規定を準用する。
- 2. 自然人以外の名誉会員の資格喪失については、前条第 2 項の規定を準用する。

第 15 条 (会員の退会)

- 1. 会員が、定款第 14 条に定める退会をしようとする場合は、別紙 7 に定める退会届を理事長に提出しなければならない。
- 2. 理事長は、退会戸届が提出された場合は、会員種別に応じた審査を会員に関する委員会に付託するものとする。
- 3. 会員に関する委員会は、資格喪失事由の有無及び会費納入の事実等を審査し、退会の適否を判断した上、その結果を理事長に報告しなければならない。
- 4. 理事長は、会員に関する委員会の報告に基づき、疑義がないと判断した場合は退会届を受理し、別紙 7 に定める退会届受理通知書を送付しなければならない。

第 16 条 (会員の除名)

1. 会員に定款第 16 条に定める行為又は事実があったと認められる場合は、会員に関する委員会は、理事長の指示によりその事情を検査し、理事会に報告しなければならない。
2. 理事会は、前項の報告があった場合は、遅滞なくその内容を審議し、必要があると認められた場合には、当該会員の除名について総会に付議しなければならない。
3. 除名は、総会の議決が成立した日をもって確定する。
4. 除名は、別紙 8 に定める除名通知書により、総会の名をもって理事長がこれを送付する。

第 6 章 会 費

第 17 条 (入会禁及会費)

1. 会員は、次に定める入会金及び会費を所定期日までに納入しなければならない。

(1) 入会金 正会員のみ 10,000 円
(入会決定通知受領後、1 ヶ月以内)

(2) 会 費 正会員 108,000 円
(入会時は入会決定通知受領後、1 ヶ月以内。それ以外は 1 月 31 日まで)

特別会員 50,000 円
(入会決定通知受領後、1 ヶ月以内)

賛助会員(1 口) 10,000 円
(入会決定通知受領後、1 ヶ月以内)

名誉会員 徴収しない

2. 年度の途中で正会員となった者の会費は、入会決定日の属する月から年度末までの月割り額とする。
3. 特別会員及び賛助会員の会費は、年度途中か否かにかかわらず、所定額全額とする。
4. 会員が所定の期日までに会費を納入しない場合は、本規定に別段の定めがある場合を除いて、財務理事は必要な催告を行い、これを理事長に報告しなければならない。
5. 理事長は、正当な理由があると認められた場合には、会費の分納を承認することができる。ただし、当該年度を越えることはできない。
6. 理事長は、本条第 4 項に定める報告があった場合には、すみやかに第 16 条第 1 項に定める指示を与えなければならない。

第 18 条(入会金及び会費の不返還)

納入された入金及び会費日は、休会及び資格喪失によっても返還しない。

第 7 章 雑 則

第 19 条(委 任)

この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

附 則

1. この規程は、昭和 51 年 4 月 11 日から施行する。

ただし、第 3 条第 1 号については昭和 52 年 4 月 11 日から施行する。

2. この規程の改正は、昭和 62 年 1 月 1 日から施行する。
3. この規程の改正は、平成 4 年 12 月 2 日から施行する。
4. この規程の改正は、平成 5 年 8 月 17 日から施行する。